

香川県で狩猟をされる皆さんへ

● 今回、特にお知らせしたいこと

1. イノシシの捕獲数の増減について

県内におけるイノシシの捕獲数は、令和4年度には約1万6千頭にまで達していましたが、令和5年度においては約9千頭まで減少しました。離島部を除く本土地域において、豚熱の感染地域が拡大していることが大きな原因だと考えられますが、はっきりとした原因は不明です。

イノシシの生息数がこのまま減少していくかどうかは分かりませんが、急激に生息数が増加する可能性もあるため、生活環境や農林水産被害の減少のためにも狩猟者の皆様におかれましては引き続き、積極的な捕獲へのご協力をお願いいたします。

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施について

香川県では、鳥獣保護管理法に基づき、市街地周辺や島しょ部など、イノシシの捕獲が困難な地域において、県が主体となって捕獲を実施する指定管理鳥獣捕獲等事業を今年度も実施しています。

使用する猟法、実施市町（区域）、期間は次のとおりです。

使用する猟法 わな猟

実施区域 高松市

島しょ部等でイノシシの出没件数が多い区域及び過去に人身被害のあった区域について、重点的に捕獲を実施しています。

期 間 令和6年7月～令和7年3月（予定）

2. 令和6年度 狩猟税の減免措置に係る狩猟者登録について

令和6年度税制改正の期間延長により、狩猟税の減免措置が受けられます。
減免対象者である場合は、減免対象者に対応した区分の狩猟者登録を受け、減免措置を受けてください。

減免措置を受けるためには、狩猟者登録申請書に減免対象者である旨を記載するとともに、減免対象者であることを証明する書類の添付が必要です。

詳しくは、別紙1をご覧ください。

3. ニホンジカの捕獲規制の緩和について

小豆島のみならず、県内全域でニホンジカの分布域が拡大しています。

このまま放置すれば、農林業被害が発生するおそれがあることから、県では、「ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、県内全域で積極的な捕獲を実施することとしています。

ニホンジカの狩猟期間中の捕獲を推進するため、小豆郡一円を除く県内全域で次のとおり捕獲規制の緩和を行います。

- (1) 狩猟期間を延長し、11月15日から3月31日までとします。
- (2) 輪の直径が12cmを超える足くくりわなの制限を解除します。

※小豆郡一円ではニホンジカの狩猟による捕獲を禁止しています。

4. 令和6年度イノシシ・ニホンジカ出猟カレンダーについて

銃猟狩猟者ごとの出猟日時と目撃・捕獲情報を収集し、地域別の目撃効率や捕獲効率の変化を把握することで、県内のイノシシとニホンジカの生息頭数を推定し、長期的な個体群管理の資料とすることを目的に、出猟の際の目撃や捕獲等の状況について「出猟カレンダー」による調査を今年度も実施しますので、ご協力をお願いします。

必ず狩猟期間終了後に、狩猟者登録証と一緒に提出してください。

● 守るべきルールとマナーについて

- (1) 出猟に際しては、必ず狩猟者登録証を携帯し、衣服の胸部又は帽子の見やすい場所に狩猟者記章をつけてください。
- (2) 垣や柵などで囲まれた土地又は作物のある土地で狩猟を行う場合は、あらかじめ、その土地所有者（占有者）の承諾が必要です。また、垣や柵、作物などが無い土地であっても、他人の土地で狩猟を行う場合には、土地所有者（占有者）とトラブルを起こさないように、細心の注意を払ってください。
- (3) 狩猟期間中に、希少な野鳥が県内に飛来した場合（例えば、過去の猟期中に香川県内に飛来したコウノトリやナベヅル、マナヅル、アカツクシガモ）、狩猟が行える区域であっても狩猟の自粛をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。
- (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の関係法令を遵守するほか、狩猟者が守るべきルールやマナーを守って、地域の住民に無用の不安感や不快感を与えるような行為はつつしんでください。

● 狩猟鳥獣の捕獲禁止について

狩猟鳥獣のうち、香川県内で捕獲が禁止されている鳥獣は次のとおりです。

県下一円で捕獲禁止

ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）のメス
キジ（亜種コウライキジを除く。）のメス
ツキノワグマ

さらに、小豆郡一円ではニホンジカの捕獲も禁止しています。

● イノシシ及びニホンジカの特例制度について

香川県では、イノシシ・ニホンジカ「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、イノシシ及びニホンジカに限り狩猟期間を延長し、11月15日から3月31日までとしています。

また、休猟区については、イノシシに限り捕獲できることとしていますが、他の鳥獣の繁殖に支障がないよう、十分に注意してください。

● カモ類の狩猟について

毎年1月に、全国的にガンカモ科鳥類の生息調査を実施しています。

今年度は、令和7年1月12日前後に調査を予定していますので、カモ類の狩猟自粛をお願いします。また、これまでの調査結果から、狩猟鳥であるヨシガモ、ハシビロガモ及びクロガモについては、生息数が少ない状況であるため、狩猟自粛をお願いします。

● 猟銃による狩猟について

- (1) 全国的には、公道や住居集合地域等における銃猟等の違反が依然として多く確認されています。

公共の安全の確保のため、これらの場所における狩猟に伴う銃猟等は行わないよう徹底してください。

- (2) 矢先の確認、獲物の確認、脱包の励行等、常に安全狩猟を心掛け、事故防止に細心の注意を払うほか、よく目立つ色の帽子や服を着用するなど、猟装にも注意してください。
- (3) 銃猟の特定猟具使用禁止区域については、特定猟具使用禁止区域(銃)の標識、又は既存の銃猟禁止区域の標識で表示することとしています。
- (4) 高松市香川町の新池は、指定猟法使用禁止区域に指定して、鉛弾の使用を禁止しておりますのでご注意ください。
- (5) 国有林野で狩猟する場合には、前もって香川森林管理事務所に「入林届」を提出してください。また、入林の際には、立入禁止区域を確認し、立入禁止区域内への立ち入りや発砲は、絶対に行わないでください。

| |
|--|
| 提出先：四国森林管理局香川森林管理事務所 〒761-8064 高松市上之町 2-8-26 TEL：087-866-6622 |
|--|

● 網・わなによる狩猟について

- (1) 網猟・わな猟登録者が猟具を使用する場合は、1字の大きさがタテ・ヨコ1センチメートル以上の文字で、登録年度、登録番号、住所、氏名、電話番号及び登録証記載の知事名(香川県知事)を記載した金属製又はプラスチック製の標識を、使用する猟具ごとに、見やすい場所につけてください。

(標識の例)

| | | | | | |
|------|---------------|------|------|--------------|-------|
| 登録番号 | 123 | 登録年度 | 6 | 登録知事 | 香川県知事 |
| 住所 | 高松市番町四丁目 1-10 | | | | |
| 氏名 | 香川 一郎 | | 電話番号 | 087-832-3212 | |

- (2) 1人の狩猟者が同時に設置できるわなは、30個までと決められています。自分が確実に管理できる範囲で設置するようにし、安全管理と錯誤捕獲の防止に努めてください。また、事故防止のため、人の立ち入りの多い場所には、わなを設置しないでください。
- (3) 爆発物、劇薬、毒薬、落とし穴、とりもち、かすみ網、とらばさみや大型獣捕獲用の吊り上げ式くくりわなを使用する猟法等、法律第36条に規定する猟法は、人身に対して危険を及ぼすおそれがあるため禁止されています。また、わなでの鳥類やクマの捕獲なども、法令により禁止されていますので、絶対に行わないでください。
- (4) 猟期の期間が終了する日までには、網やわなは撤去・回収するようにしてください。

● 猟犬について

- (1) 猟犬には、所有者の住所、氏名、電話番号等を明記した首輪を必ずつけるとともに、山野に置き去りにして迷い犬とならないよう、探索や回収を徹底してください。
- (2) 猟犬の飼い主には管理責任があります。猟犬が、人や飼養動物に襲いかかることのないよう十分な訓練を行ったうえで使役するようにし、猟場付近に人家や一般道路などがある場合は、引き綱をつけ、飼い主のもとから放さないようにしてください。

● くくりわなの規制と一部解除について

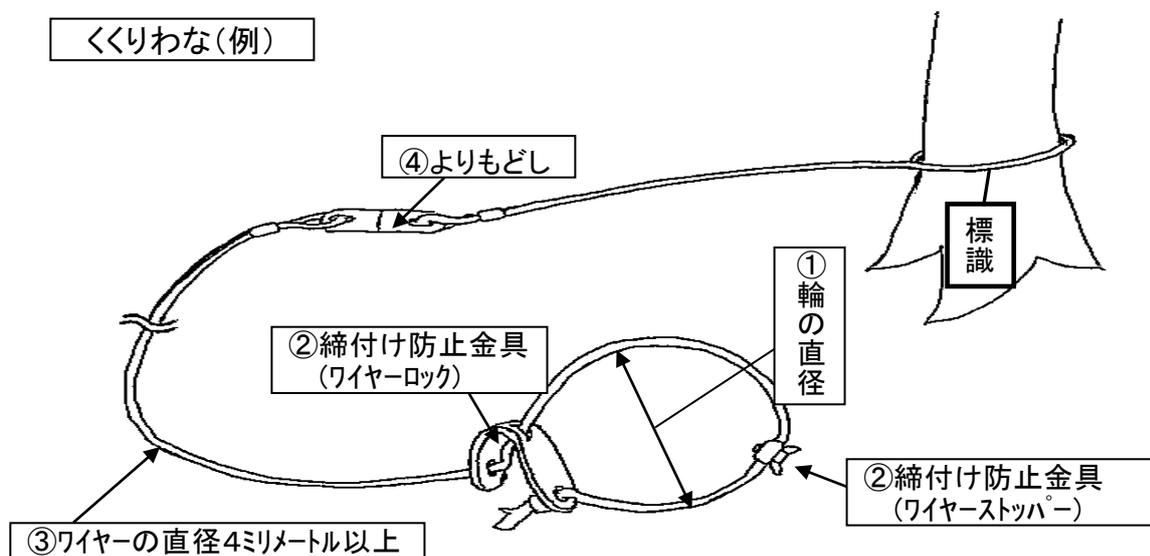
平成19年4月から、くくりわなの使用について規制が強化されています。この規制は、足くくりわな、胴くくりわな等、くくりわな全般に適用されます。

(1) イノシシとニホンジカを捕獲する場合

- ① 輪の直径が12センチメートル以内であること
- ② 締付け防止金具が装着されていること
- ③ ワイヤの直径が4ミリメートル以上であること
- ④ よりもどしが装着されていること

(2) イノシシとニホンジカ以外を捕獲する場合は、③、④の制限はありません。

なお、香川県内でイノシシ及びニホンジカを捕獲する場合、足くくりわなに限定して、①の輪の直径12センチメートル以内の制限を解除しています。



● 狩猟における犬及び猫の取り扱いについて

イノシシ捕獲用と思われるくくりわなのワイヤーにより、犬、猫が負傷する事例が報告されています。

ノイヌ、ノネコは、「飼い主がなく、常時野生の鳥獣等を捕食し、山野で生息しているもの」とされており、狩猟鳥獣ですが、「飼い主がなく、人家近くを徘徊する」場合はノライヌ、ノラネコであり、狩猟鳥獣ではありません。

狩猟鳥獣ではないノライヌ、ノラネコがくくりわな等にかかった場合、わな設置者はその責任において速やかに救助措置をとるようお願いします。

● 捕獲した鳥獣の処理の取り扱いについて

捕獲した鳥獣及びその残滓（個体の全部又は一部）については、山野に放置することなく、すべてを持ち帰るか、埋設する等により適切に埋設処理してください。

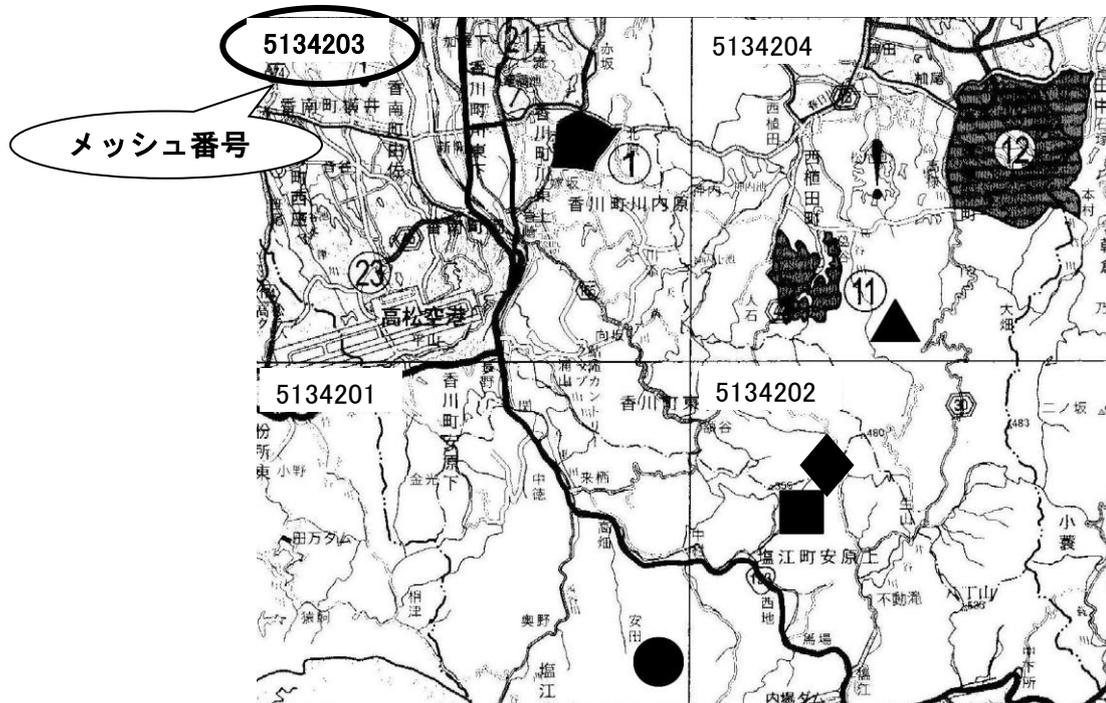
● 狩猟者登録証の返納及び捕獲実績の報告について

- (1) 狩猟者登録証は、有効期間が満了した日から起算して 30 日以内に返納してください。
- (2) 捕獲実績がある場合は、捕獲した鳥獣について、捕獲場所、種類、数量、捕獲日、捕獲方法（わな猟のみ）を狩猟者登録証裏面の報告欄に記載してください。なお、捕獲場所については、鳥獣保護区等位置図に記載されている 7ケタのメッシュ番号を記載してください。また、わな猟の捕獲方法の報告については、くくりわなで捕獲した場合は備考欄の「くくり」にマルを、はこわなで捕獲した場合は備考欄の「はこ」にマルをしてください。
(捕獲報告例は次頁を参照してください。)
- (3) 登録証を返納しない場合、または虚偽の報告を行なった場合などには、30 万円以下の罰金刑に処せられたり、狩猟免許の停止などの行政処分を受けることがあります。

(捕獲報告例)

イノシシ 1 頭、ニホンジカ 1 頭、ハシブトガラス 1 羽・マガモ 1 羽を、下図の場所で捕獲した場合

【捕獲場所】イノシシ：●、ハシブトガラス：▲、マガモ：■、ニホンジカ：◆



狩猟者登録証裏面は次のように記載してください。

「くくり」か「はこ」どちらかにマルをしてください。

● わな猟について

| メッシュ番号 | 報告事項 () | | |
|---------|-----------|-------|---------------|
| 捕獲場所 | 鳥獣の種類 | 鳥獣の数量 | 備考 (捕獲日) |
| 5134201 | イノシシ | 1 | くくり・(はこ)12/28 |
| 5134202 | ニホンジカ(オス) | 1 | (くくり)はこ(1/10) |

オスカメスカを記載すること

● 網猟・第一種銃猟・第二種銃猟について

| メッシュ番号 | 報告事項 (装薬銃) | | |
|---------|------------|-------|----------|
| 捕獲場所 | 鳥獣の種類 | 鳥獣の数量 | 備考 (捕獲日) |
| 5134204 | ハシブトガラス | 1 | 11/28 |
| 5134202 | マガモ | 1 | 1/25 |

- (1) 鳥獣の種類については、特に、カラスやカモを捕獲した場合は、種名まで明確に記載してください。
(例)カラスの場合：ハシボソ、ハシブト、ミヤマの別
- (2) ニホンジカについては、括弧(かっこ)書きにオスまたはメスの別を記載してください。不明な場合は、不明と記載してください。
(例)ニホンジカ(オス)またはニホンジカ(不明)
- (3) 捕獲日は必ず記載してください。(※狩猟期間以外の日付を記載されている場合は、違法となる場合があります。)
- (4) 報告欄が足りない場合は、別の紙に報告事項を記載して、登録証に添えて提出してください。
- (5) 装薬銃及び空気銃を使用して捕獲等した場合の報告について、装薬銃を使用して捕獲等した鳥獣については左側の報告事項の欄に、空気銃を使用して捕獲等した鳥獣については右側の報告事項の欄にそれぞれ記入してください。
- (6) 狩猟期間内であっても、有害鳥獣捕獲許可を受けて捕獲した狩猟鳥獣の捕獲数は記載しないでください。

● 野生鳥獣の異常等の報告について

狩猟中に野生鳥獣の大量死等の異常を確認した際には、速やかに県にご報告ください。

また、人獣共通感染症の予防のため、狩猟時には長袖・長ズボン・手袋を着用し、捕獲個体の解体後は手洗い・入浴し、血液等が付いたナイフなどは洗浄を徹底してください。鳥獣の血液や唾液、排泄物に触れることや、野生鳥獣の肉の生食は絶対に避けてください。

● 損害の賠償について

保険の適用期間が、当該都道府県における狩猟期間の全期間を含んでいない申請にあつては、狩猟期間の途中で保険が適用される期間が終了した場合、狩猟者登録の要件を具備していない者となり、狩猟者登録の取消し等の対象となることから、狩猟期間の全期間を含む保険に加入してください。

また、保険が適用されるわなの設置数に 30 個以下の上限数が設定されており、かつ狩猟期間中にわな猟狩猟者がその上限数を超える数のわなを設置しない場合には、狩猟者登録に係る損害賠償能力の要件を満たしていることとなります。

ただし、わな猟狩猟者が、本人の加入している保険が適用されるわなの設置数を超える数のわなを設置した場合、当該わなについては、保険が適用されず、狩猟者登録の要件を具備していないこととなり、狩猟者登録の取消し等の対象となりますのでご注意ください。